

ふれあいセンター・生涯学習センター利用のルール

利用申請される方へお願い

利用日当日は、あらかじめ検温して37.5℃以上ないことを確認してから来館するように、利用者全員（主催者および参加者）に対し、周知してください。

1. 主催者に行っていただくこと

- ① 利用日当日の利用者（主催者および参加者）の検温と健康チェック
※37.5℃以上の発熱または咳など風邪の症状のある方の入場をお断りすること。
- ② 利用者同士の間隔の確保（できれば2m。最低1m）
（円陣などお互いに対面しない）
- ③ 利用者のマスクの着用と手指の消毒
（運動の場合は、運動を行わないときのマスクの着用）
- ④ 30分に1回以上の換気
- ⑤ マイク等の使い回しはしない
- ⑥ 「チェックシート」の提出
- ⑦ 【飲食をする場合】(1)大皿は避けて料理は個々に取り分ける、
(2)対面で座らない、(3)料理に集中する（おしゃべりを控える）、
(4)回し飲みをしない
- ⑧ 利用者の名簿の作成 ※主催者が1か月保管
※必要に応じて保健所等の公的機関から提供を求められる場合があります。
- ⑨ 手指消毒液が足りない場合は、入場受付等での手指消毒液の設置
- ⑩ 人が並ぶ場合は、入口や受付までの間隔を確保するためのフロア誘導
- ⑪ 利用する部屋の定員を超えない（大声での歓声、声援等が想定される場合は、定員の50%以内）
- ⑫ 利用後はセンター内に滞在せず、速やかに退館する



上記の対応ができない場合は、利用を中止していただきます。

新型コロナウイルス感染拡大予防への対処としてご理解をお願いします。